

社会保険

いばらき

2

退職したときは国民年金への切り替えが必要です

2020 February
NO.499

- 退職後の健康保険加入のご案内
- 生活習慣病予防健診申込書の廃止について
- ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します
- 3月の出張年金相談



「山菜菔の弘道館」(撮影：水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

退職したときは、国民年金第1号被保険者への切り替えが必要です。

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。
勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金への加入手続きが必要です。

次のようなときは、退職日の翌日から14日以内に手続きを行いましょう。

- 会社を退職して自営業を始める場合
- 会社を退職して厚生年金保険に加入していない会社等に再就職する場合
- 会社を退職して再就職をするまでに1日以上の間隔が生じる場合

手続き先	必要なもの
住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口	年金手帳または基礎年金番号がわかる書類 退職年月日を証明する書類（離職票など） 免許証などの身分を証明できるもの

厚生年金保険の被保険者に扶養されていた配偶者は、国民年金第3号から国民年金第1号に種別が変更となります。手続きは上記と同じです。

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金保険料は月額16,410円（令和元年度）ですが、保険料の納付が困難なときは免除制度があります。本人からの申請が承認されると、保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除されます。

会社を退職した場合、退職された方の前年の所得をゼロとして審査する特例制度があります！

免除申請は、申請者本人・配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、退職による特例制度は、離職票など退職日を証明する公的書類を添付することで、退職された方の所得をゼロとして審査されます。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除となった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の1として計算されます。

■申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口または管轄の年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても、最大2年1カ月前までの免除申請をすることができます。

免除制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職後の健康保険加入のご案内

退職や勤務時間の短縮等により健康保険の資格を喪失した場合、その後の健康保険は「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」のいずれかの加入手続きが必要です。加入条件等をご確認のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。

※75歳以上の方(65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

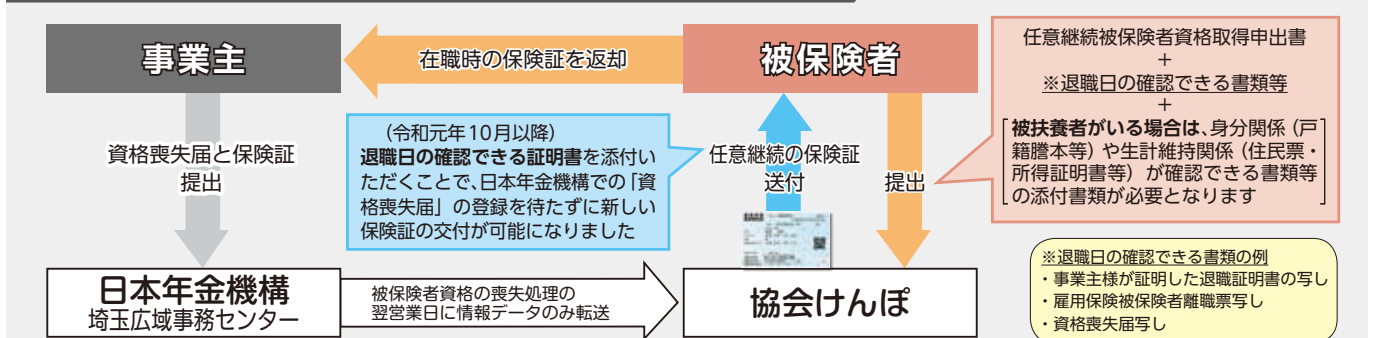
加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 下記いずれかの書類が必要となる場合があります 退職証明書(会社発行) 離職票(ハローワーク発行) 資格喪失証明書(日本年金機構発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ご家族の勤務先にお問い合わせください 左記の書類が必要となる場合があります
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、原則として退職前に控除されていた保険料の2倍になります 〈任意継続の保険料が2倍とならないケース〉 ・保険料の上限額に該当する場合 ・お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数、前年の所得などによって決まります 保険料の軽減制度があります 市町村により保険料額が異なります 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の負担はありません



協会けんぽの任意継続被保険者になると、最長2年間加入することになります。途中で「国民健康保険に加入する」「家族の健康保険の扶養になる」という理由で任意継続をやめることはできません。ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは任意継続被保険者の資格を喪失します。

- 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき ● 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき ● 被保険者が亡くなったとき

任意継続の保険証発行までのながれ



任意継続被保険者資格取得の手続きについて、これまで協会けんぽでは、お勤めされていた事業所から日本年金機構に提出される「健康保険資格喪失届」が処理され、日本年金機構から提供される資格喪失記録を確認後、新しい任意継続の保険証を作成しておりましたが、令和元年10月より、退職日の確認できる証明書を添付いただくことで、新しい保険証の作成が可能となりました。

なお、退職証明書等の添付がなくても任意継続のお手続きはできますが、その場合、任意継続の保険証の送付は従来通り日本年金機構の被保険者資格の喪失処理が終了してからとなりますので、申出書の提出から保険証をお受け取りいただくまでにはお日にちがかかります。

保険証が手元になく、医療費を全額負担された方へ

資格取得手続き中などで保険証が手元になく、医療費を全額負担した場合には、あとで療養費(立替払い)としてご申請いただくことにより、払い戻しが受けられます。右記の書類を協会けんぽへご郵送ください。

療養費支給申請書
(立替払等)

添付書類

- ①領収書(診療明細書)の原本
- ②診療明細書(医療機関発行の傷病名の記載があるもの)

※医療費控除等で領収書の原本の返却が必要な場合は、申請書の郵送時にメモ等でお知らせください。(原本証明をしたものをお返しいたします)

※協会けんぽの各種申請書はホームページからダウンロードいただくか、お電話いただければお送りいたします。

【お問い合わせ先 業務グループ ☎029-303-1582】

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

生活習慣病予防健診申込書の廃止について

令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります

現在、生活習慣病予防健診を受診するにあたっては、加入者(被保険者)・事業主様から協会けんぽに対する申込みが必要ですが、加入者(被保険者)・事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**

つきましては、以下のとおり申込みの廃止についてお知らせいたします。

現 行	令和元年度 (令和2年3月31日)受診分まで	協会けんぽへ申込みが必要
変更後	令和2年度 (令和2年4月1日)受診分より	協会けんぽへ申込みが 不要

申込書の廃止に伴う変更点

☑ 令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。

令和2年4月1日受診分より、**協会けんぽへの申込みは不要**となり、加入者(被保険者)・事業主様から**健診実施機関に対してのみ予約申込み**を行うこととなります。

※申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。

☑ 事業主様向け健診案内の内容を変更します。

毎年3月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付しておりましたが、**令和2年度受診分(令和2年3月送付予定分)からは**、申込書に代えて、**健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付**します。当該一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は**不要**です。

☑ 情報提供サービス(事業主様向け)の機能が一部変更されます。

情報提供サービス(事業主様向け)の機能が一部変更されます。

〈主な変更点〉

【令和2年2月下旬(予定)から】

- ・健診対象者一覧について、健診実施機関への予約申込みに活用できるよう、ファイル形式を「txt」から「csv」に変更し、ファイル項目についても、項目順の変更や項目の追加を行います。
- ・健診申込ファイル編集ツールのダウンロード機能が廃止されます。

【令和2年4月1日から】

- ・健診申込登録の機能が廃止されます。

加入者・事業主様へのお願い

☑ 健診実施機関への予約申込みについて

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みは廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、氏名、生年月日や、追加を希望する健診項目、健診予定日等の情報をお伝えいただく必要があります。

☑ 令和元年度受診分の申込みについて

令和2年3月31日受診分までは、現行どおり申込みが必要です。すみやかな申込みをお願いいたします。

健診は、健康状態を知る第一歩です。
生活習慣病予防健診を受診して、自分の健康を見直しましょう！

ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の使用促進のため、年に2回、対象者のご自宅へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付しています。令和元年度第2回目の通知は、**令和2年2月頃に発送**します。
通知を希望されない方は、下記の企画総務グループへご連絡いただきますようお願い申し上げます。

対象者

先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合、一定額のお薬代を軽減できる可能性がある方

実績

平成30年度までの累計で約**900**万人以上の方にジェネリック医薬品に切り替えていただきました

この通知による軽減効果額の累計（平成21年から平成30年度まで）は、**約1,640億円（単純推計）**となりました。令和元年6月分の茨城県のジェネリック医薬品使用割合は75.6%です。国は「**2020年9月末までにジェネリック医薬品使用率80%**」を目標としております。

Q.どのように切り替えられますか？

医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更について相談しましょう。直接伝えるににくい場合は、ジェネリック医薬品希望シールやジェネリック医薬品軽減額通知を活用しましょう。急にジェネリック医薬品に変更するのは不安という方は、短期間だけジェネリック医薬品を試せる「分割調剤」を希望する旨を伝えてください。

ジェネリック医薬品希望シールは、協会けんぽ茨城支部まで！



↑ジェネリック医薬品希望シール

※この通知はジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。加入者様に先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせするためにお送りしております。

お問い合わせ先 ☎029-303-1580（企画総務グループ）

退職者の保険証回収にご協力ください

資格を喪失された方が、誤って健康保険証を使用してしまうケースを防ぐため、健康保険証は確実に回収をお願いいたします。

資格喪失理由	健康保険証を使用できるのはいつまで？
退職したとき	退職日まで
75歳になったとき (または、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき)	75歳の誕生日の前日まで(または、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日まで)
死亡したとき	死亡した日まで
就職や婚姻などの理由でほかの健康保険に加入したとき	新しい健康保険に加入した日の前日まで

※加入者ご本人(被保険者)さまが資格を失った場合は、同日でご家族(被扶養者)さまの資格も失われます。

■資格喪失後に保険証を使用すると…

資格喪失後に誤って保険証を医療機関等で使用された場合は、後日、健康保険で支払われた医療費を協会けんぽから資格喪失された方へ直接返還請求しております。

繰り返し請求しても、返還いただけない場合は、裁判所へ支払い督促申し立てや少額訴訟等の法的手続きを経て、強制執行(給与、預貯金等の差押え)による回収を行っております。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

代表 ☎029-303-1500

茨城県社会保険協会からのお知らせ

事業所名称・所在地等を変更された時は 茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願い致します。

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へ年6回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された時は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。特に3月から4月にかけての年度の切り替え時期につきましては、事業所の名称変更や移転等が多くなります。お手数ではございますが、よろしくお願い致します。

なお、変更等がございましたら茨城県社会保険協会のホームページより「入会申し込みはこちら」(又は「入会案内」)をクリックし、「変更届」をクリック・印刷していただき、必要事項を記入のうえ FAX または郵送にて送付願います。

お問い合わせ・送付先

一般財団法人茨城県社会保険協会

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

電話029-226-8005 FAX029-231-2522

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による3月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。

なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

3月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	10日(火) 10:00~14:00	大子町役場
	26日(木) 10:00~15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	12日(木) 10:00~14:30	鹿嶋市商工会本所
	24日(火) 10:30~14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	5日(木) 10:00~15:00	取手市商工会館
	27日(金) 10:00~15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	12日(木) 10:00~14:00	常総市商工会水海道事務所
	18日(水) 10:00~14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	17日(火) 10:00~14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。